

旭川市特別職報酬等審議会審議資料
【別冊版】

令和5（2023）年8月

旭 川 市

目 次

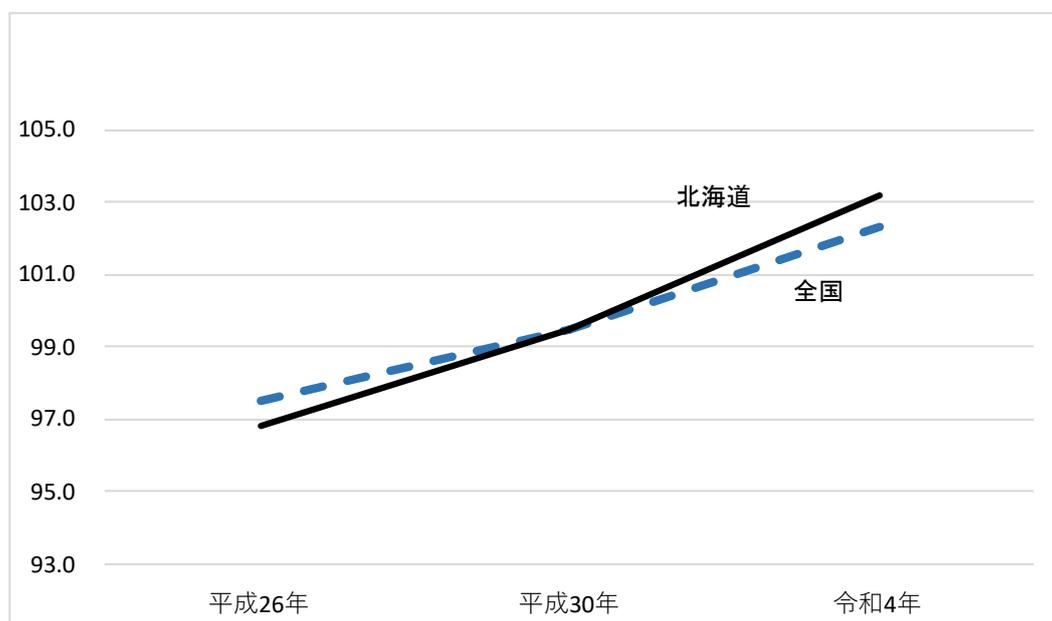
第 1	地域経済等の状況	
1	地域別消費者物価指数	1
2	旭川市の商業、工業、農業の現況	2
3	最低賃金額の推移	2
4	地域ブロック別人口 1 人当たりの県民所得	3
5	地域別有効求人倍率	4
第 2	行政委員会委員の活動	
6	行政委員会の委員の活動状況及び報酬に対する評価	5
第 3	関係条例	
7	旭川市特別職報酬等審議会条例	14
8	旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	15
9	旭川市特別職の職員の給与に関する条例	16
10	旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例	17
11	旭川市市民参加推進条例（抜粋）	18
12	旭川市情報公開条例（抜粋）	19

1 地域別消費者物価指数

令和2年=100

	平成26年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	97.5	99.5	100.0	100.0	99.8	102.3
北海道	96.8	99.5	100.0	100.0	100.0	103.2
東北	97.8	99.7	100.1	100.0	99.9	102.8
関東	97.5	99.4	100.0	100.0	99.7	102.2
北陸	97.2	99.6	100.0	100.0	99.6	102.0
東海	98.2	100.2	100.3	100.0	99.8	102.6
近畿	97.5	99.5	99.9	100.0	99.7	102.0
中国	97.3	99.5	99.9	100.0	99.8	102.4
四国	97.4	99.8	100.2	100.0	99.6	102.4
九州	96.6	99.3	99.8	100.0	99.7	101.8
沖縄	95.4	99.9	100.3	100.0	100.0	102.7

【資料】総務省統計局



2 旭川市の商業、工業、農業の現況

(単位:百万円)

			平成26年		平成28年		令和3年		参考資料
商業	年間商品販売額	卸・小売計	1,007,211		1,063,245		1,154,161		経済センサス
			平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
工業	製造品出荷額等 ※従業者4人以上の事業所	総額	193,068	215,567	218,751	223,334	-	-	工業統計調査
		食料品・飲料・たばこ・飼料	67,749	82,889	84,623	81,139	-	-	
		木材・木製品	8,148	7,187	7,143	9,290	-	-	
		家具・装備品	5,086	8,735	8,466	9,527	-	-	
		パルプ・紙・紙加工品	31,564	30,667	30,600	32,307	-	-	
		印刷・同関連	8,562	8,276	8,425	8,386	-	-	
		その他	71,959	77,813	79,494	82,685	-	-	
農業	農業生産額	総額	14,648	13,402	12,416	13,607	13,941	13,598	(北海道農政事務所・情報センター・旭川市農政部調査)
		水稲	8,653	7,613	7,285	8,116	7,925	7,548	
		野菜	1,667	1,575	1,570	1,531	1,533	1,402	
		畜産	3,226	3,115	2,768	2,919	3,339	3,526	
		畑作等	1,102	1,099	793	1,041	1,145	1,122	

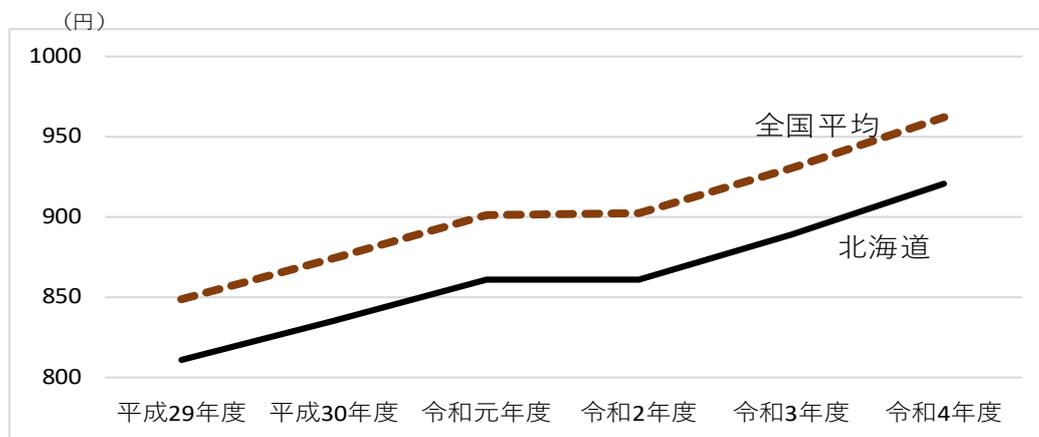
※ 統計調査の対象年が異なるため、それぞれ平成26年及び直近のデータを掲載。

3 最低賃金額の推移

(単位:円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	810	835	861	861	889	920
全国平均	848	874	901	902	930	961

【資料】厚生労働省

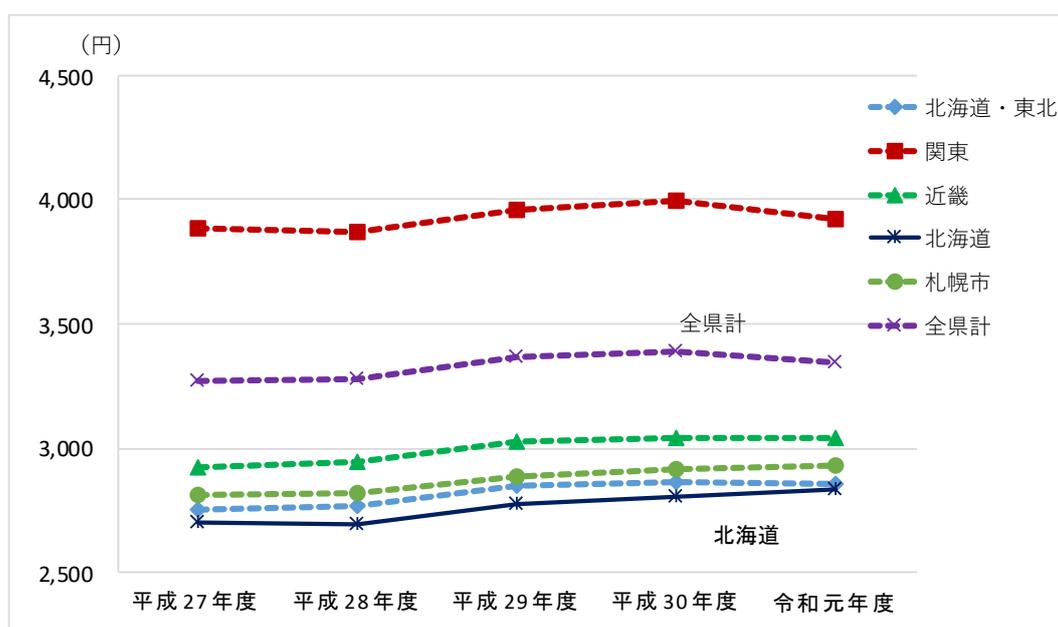


4 地域ブロック別人口1人当たりの県民所得

(単位:千円, %)

地域ブロック	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
北海道・東北	2,750	2,765	2,847	2,861	2,855
前年比	3.9	0.6	3.0	0.5	▲ 0.2
指数(北海道=100)	101.8	102.7	102.5	101.9	100.8
指数(全県計=100)	84.1	84.3	84.6	84.4	85.4
関東	3,882	3,870	3,959	3,994	3,924
前年比	3.9	▲ 0.3	2.3	0.9	▲ 1.7
指数(北海道=100)	143.7	143.7	142.6	142.3	138.6
指数(全県計=100)	118.7	118.0	117.6	117.9	117.3
近畿	2,924	2,948	3,029	3,043	3,038
前年比	3.8	0.8	2.8	0.4	▲ 0.1
指数(北海道=100)	108.3	109.5	109.1	108.4	107.3
指数(全県計=100)	89.4	89.9	90.0	89.8	90.8
全県計	3,271	3,279	3,365	3,388	3,345
前年比	4.1	0.2	2.6	0.7	▲ 1.3
指数(北海道=100)	121.1	121.8	121.2	120.7	118.1
指数(全県計=100)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考)					
北海道	2,700	2,693	2,777	2,808	2,832
前年比	3.7	▲ 0.3	3.1	1.1	0.9
指数(北海道=100)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
指数(全県計=100)	82.6	82.1	82.5	82.9	84.7
札幌市	2,812	2,822	2,889	2,919	2,928
前年比	2.0	0.4	2.4	1.0	0.3
指数(北海道=100)	104.1	104.8	104.1	104.0	103.4
指数(全県計=100)	86.0	86.1	85.8	86.2	87.5

【資料】 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

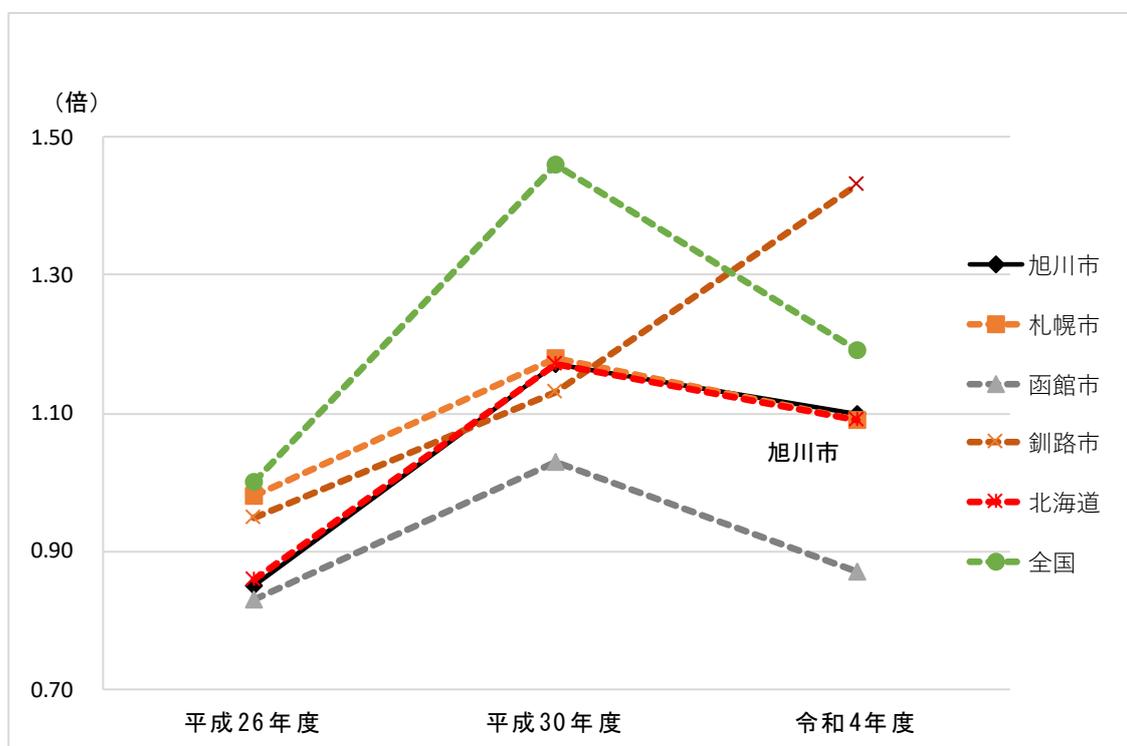


5 地域別有効求人倍率

(単位：倍)

	平成26年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
旭川市	0.85	1.17	1.16	0.96	0.98	1.10
札幌市	0.98	1.18	1.25	0.95	0.98	1.09
函館市	0.83	1.03	0.94	0.71	0.74	0.87
釧路市	0.95	1.13	1.16	1.17	1.35	1.43
北海道	0.86	1.17	1.19	0.96	0.98	1.09
全国	1.00	1.46	1.41	1.01	1.05	1.19

【資料】北海道労働局



6 行政委員会の委員の活動状況及び報酬に対する評価

(1) 教育委員会

委員1人当たりの活動日数 (R4年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	委員		15	21	17	53	
(参考) H28年度			16	16	14	46	
委員会会議 の開催状況 (R4年度)	開催日	時間	主な議題等				
	4月21日	105分	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について 令和4年度旭川市文化賞受賞者について 旭川市いじめ防止等対策委員会による答申について 旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 令和5年度教育行政方針について <hr/> 【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし				
	5月16日	67分					
	6月27日	70分					
	7月26日	75分					
	8月16日	68分					
	9月2日	28分					
	9月17日	35分					
	9月23日	9分					
	10月23日	82分					
	11月28日	133分					
	12月22日	86分					
	1月8日	60分					
	1月24日	53分					
2月7日	156分						
3月28日	150分						
委員会会議 以外の活動 状況 (R4年度)	活動	日数	内容				
	研修会	2日	<ul style="list-style-type: none"> 第57回北海道市町村教育委員会研究会ほか 				
	公式行事	19日	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年旭川市20歳を祝うつどいほか <hr/> 【新型コロナウイルス感染症による影響】 行事等が中止又は延期になった 書面会議, リモート会議等に変更された				
委員会会議 ・行事以外 の活動状況 (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 教科書採択に係る調査研究(17日) 議案審議のための事前準備, 専門知識の習得や情報収集(算定せず) <hr/> 【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし						
委員報酬に 対する評価	教育委員会は、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行う執行機関であり、その業務の公正中立性や専門性等の要請から、市長から独立してその事務を自らの判断と責任において管理し執行するとともに、その事務について最終的な責任を負う立場にある。 また、教育委員は、会議への出席以外にも議案の審議等に向けた事前準備、研修会や各種行事への参加などに加え、その職務の専門性から、常日頃から必要な専門知識の習得や情報収集など自己研さんに努めている現状にある。さらに、重要案件						

等に関する事前の説明や教育委員相互の意見交換等を行う教育委員会協議会を開催，市長と教育委員会が教育行政の推進を図るため，協議・調整を行う総合教育会議へ出席している。

このような職務の性質や内容，職責，勤務の態様等を総合的に勘案し，月額報酬制を採用していることは，妥当と考える。

また，報酬額の他都市との比較では，道内主要10市においてはその平均額を上回ってはいるものの，中核市においてはその順位が中位に位置していることから，現在の本市の報酬額については，妥当な水準にあると考える。

(2) 選挙管理委員会

委員1人当たりの活動日数 (R4年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	委員長		10	12	集計なし	22	
(参考) H28年度		12	15	集計なし	27		
委員		10	3	集計なし	13		
(参考) H28年度		12	3	集計なし	15		
委員会会議 の開催状況 (R4年度)	開催日	時間	主な議題等				
	6月1日	40分	・ 定時登録について				
	6月21日	25分	・ 参議院議員通常選挙関係について				
	7月10日	15分	・ 期日前投票所の設置について				
	9月1日	25分	・ 統一地方選挙関係について				
	11月10日	15分	・ 知事選挙選挙時登録について				
	12月1日	25分	・ 道議会議員選挙選挙時登録について				
	2月1日	15分					
	3月1日	35分	【新型コロナウイルス感染症による影響】				
	3月22日	20分	影響なし				
	3月30日	20分					
委員会会議 以外の活動 状況 (R4年度)	活動	日数	内容				
	選挙関係	10日	・ 立候補予定者説明会、開票所立会ほか				
	啓発事業	2日	・ 明るい選挙啓発ポスター表彰式ほか				
	その他	1日	・ 辞令交付式				
			【新型コロナウイルス感染症による影響】 行事等が中止又は延期になった				
委員会会議 ・ 行事以外 の活動状況 (R4年度)	特になし						
	【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし						
委員報酬に 対する評価	<p>選挙管理委員会は、4名の委員の合議制により運営している組織であり、委員会の会議への出席のほか、選挙関連事業への参加などがある。また、政治的な公平性や中立性が求められるため、任期中は一定の活動制限を受けるものであり、単純に勤務日数のみで報酬を算出することは実態に即していない。</p> <p>委員の活動と個人活動への制約から見て、現在の報酬額に準じた額とすべきと考える。</p>						

(3) 公平委員会

委員1人当たりの活動日数 (R4年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考	
	委員長		3	2	集計なし	5		
	(参考) H28年度		3	1	1	集計なし	1	4
	委員		3	0	集計なし	3		
(参考) H28年度		3	0	集計なし	3			
委員会会議 の開催状況 (R4年度)	開催日	時間	主な議題等					
	4月18日	20分	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に対する前年度における業務状況の報告について ・職員の苦情相談について 					
	8月5日	10分						
10月17日	20分							
			【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし					
委員会会議 以外の活動 状況 (R4年度)	活動	日数	内容					
	全国組織 の会議	2日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度全国公平委員会連合会理事会ほか 					
			【新型コロナウイルス感染症による影響】 行事等が中止又は延期になった 書面会議，リモート会議等に変更された					
委員会会議 ・行事以外 の活動状況 (R4年度)	会議資料の事前確認							
	【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし							
委員報酬に 対する評価	平成23年度に，不服申立てを前提とする職務の性格や会議の開催頻度等に鑑みて日額化したことから，現在の報酬額及び支給方法については，適正であると考え							
						る。		

(4) 監査委員

委員1人当たりの活動日数 (R4年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	委員		13	35	集計なし	35	開催日の重複があるため、 合計が不一致
(参考) H28年度		14	31	集計なし	45		
委員会会議 の開催状況 (R4年度)	開催日	時間	主な議題等				
	4月13日	5分	・ 包括外部監査結果報告に係る意見について				
	4月25日	20分	・ 有価証券の現物確認について				
	5月25日	30分	・ 企業会計決算審査の実施計画について				
	6月27日	15分	・ 一般・特別会計決算審査の実施計画について				
	7月27日	40分	・ 中期監査の日程等について				
	8月29日	45分	・ 証憑点検の結果について				
	10月12日	35分	・ 監査指摘事項の措置状況について				
	10月28日	25分	・ 包括外部監査の結果に基づく措置状況について				
	11月25日	10分	・ 棚卸資産調査について				
	12月26日	20分					
	1月27日	45分					
	2月27日	20分	【新型コロナウイルス感染症による影響】				
	3月27日	25分	影響なし				
委員会会議 以外の活動 状況 (R4年度)	活動	日数	内容				
	監査・出 納検査等	35日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例月出納検査 ・ 棚卸資産監査, 学校監査, 工事監査, 指定管理者監査, 出資 団体監査 ・ 特別監査 (住民監査請求) ・ 決算審査 ほか 				
			【新型コロナウイルス感染症による影響】 行事等が中止又は延期になった 書面会議, リモート会議等に変更された				
委員会会議 ・ 行事以外 の活動状況 (R4年度)	<p>決算審査などほとんどの業務において、委員に事前に資料を配付しており、各委員が自宅等でこれを読み分析・検討などを行っている。</p> <p>なお、主な業務における各委員に対する資料の事前配付は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業会計決算審査 ～休日等を除いて3日前 (数百ページ) ②一般会計・特別会計決算審査 ～休日等を除いて3日前 (数百ページ) ③上・中・下期定期監査等 ～休日等を除いて3日前 (数十ページ) ④例月出納検査 ～休日等を除いて3日前(約50ページ) 						
			【新型コロナウイルス感染症による影響】 不明				

<p>委員報酬に対する評価</p>	<p>非常勤監査委員の業務活動は出勤日以外にも定量的な測定が難しい形で行われており、業務内容が広範にわたり専門性を有することから会計分野に係る知識や行政に係る幅広い見識が求められ、そのために日頃の情報収集や知識の習得が必要である。加えて執行機関からの独立性や公平性も要求されている。</p> <p>よって、出勤時間だけでは評価できない要素を報酬額に加味することが必要と考えるところであり、月額報酬制の採用はこの点で適していると評価する。</p> <p>報酬額については、非常勤の監査委員の報酬について、他都市で日額報酬制を採用している例はわずかで月額制を採用している例がほとんどであるが、これについて本市が同程度の人口を擁する都市の中で他に比して特に高額又は低額であるといったことはない。また、業務内容も地方自治法に定められており他市と比較して業務量に顕著な差が生じているとは考えにくい。</p> <p>よって、報酬額は現状でおおむね妥当であると考えます。</p> <p>ただし、市長ほか常勤特別職等の報酬改訂が行われる場合には、それとの均衡を図る必要があると考える。</p>
-------------------	--

(5) 農業委員会

委員1人当たりの活動日数 (R4年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	会長	18	15	147	180	b, cはH28年度と集計方法が異なる。	
(参考) H28年度	6	34	集計なし	40			
委員	30	79	116	225			
(参考) H28年度	19	70	集計なし	89			
委員会会議の開催状況 (R4年度)	開催日	時間	主な議題等				
	4月13日 4月25日 5月25日 6月24日 7月25日 8月25日 9月26日 10月25日 11月25日 12月26日 1月25日 2月27日 3月22日 3月27日	25分 25分 7分 15分 35分 23分 20分 11分 20分 14分 13分 7分 30分 15分 13分 12分 7分 20分 20分 24分 5分 30分 30分 23分 12分 8分 9分 23分 20分 20分	<ul style="list-style-type: none"> ・次期農業委員会体制について ・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の評価・点検等 ・農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について ・農地法第3条の規定による許可申請について ・農業者老齢年金裁定請求について ほか <p>※部会ごとの会議があるため、同日に複数の会議が開催されている。</p> <p>----- 【新型コロナウイルス感染症による影響】 開催時間を短縮した</p>				
委員会会議以外の活動状況 (R4年度)	活動	日数	内容				
	出張	4日	・視察研修				
	会議	44日	・地区協議会, あっせん委員会ほか				
	調査	31日	・現地目証明に関わる現地調査				
----- 【新型コロナウイルス感染症による影響】							

			行事等が中止又は延期になった 書面会議，リモート会議等に変更された
委員会会議 ・行事以外 の活動状況 (R4年度)	農地利用最適化活動（農地の利用調整相談，農地パトロール等） 日数 会長147日 委員116日 従事委員数（延べ） 4,318人		
	----- 【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし		
委員報酬に 対する評価	<p>農業委員が行う活動には，総会や農地・農政両部会参加などの定量的業務がある一方，日常的に行う業務は，農業者や事務局から受ける相談やその対応（対応方法の検討も含む。），現地の確認調査，農地パトロールなど非定量・非定時ものが大半を占めている。その業務形態から勤務時間の積算による日額制導入にはなじまず，月額制報酬が妥当であると考え。</p> <p>令和5年度からは委員定数が削減され，定数削減分を上乗せする報酬改定を令和4年第4回定例市議会で可決頂き，金額的には他の中核市の平均程度とはなったが，元々の業務量は会議出席以外にも，日常的な農業者等からの相談や各種申請対応など多岐に及んでおり，委員の業務実態を正確に反映した報酬とはなっていないと考える。</p> <p>更に，国からは令和4年度からの農地利用最適化活動のなお一層の強化のほか，また令和5年度からは，地域農業の指針となる地域計画策定に必要な目標地図の作成業務を取り組むことなどが次々と求められるようになり，こうした新たな業務についても，報酬に反映していくことが妥当と判断している。</p>		

(6) 固定資産評価審査委員会

委員1人当たりの活動日数 (R4年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a~c計	備考
	委員長 (参考) H28年度			1 3	0 0	0 0	
委員 (参考) H28年度			1 3	0 0	0 0	1 3	
委員会会議 の開催状況 (R4年度)	開催日	時間	主な議題等				
	5月11日	120分	・委員長の選出, 委員長職務代理者の指定及び合議体の編成 【新型コロナウイルス感染症による影響】 開催を中止又は延期した 予定していた会場が利用不可になった				
委員会会議 以外の活動 状況 (R4年度)	なし 【新型コロナウイルス感染症による影響】 影響なし						
委員会会議 ・行事以外 の活動状況 (R4年度)	自宅等での調査・研究等については把握していない。 【新型コロナウイルス感染症による影響】 不明						
委員報酬に 対する評価	当委員会の委員は、訴訟となった際に被告とならなければならない、負担も大きい ため、報酬額にはその点も考慮されるべきものと思料する。また、一部委員からは、 他の行政委員会と支給方法が異なっていることをもって見直しを求める意見が 示されている。						

7 旭川市特別職報酬等審議会条例

(昭和40年旭川市条例第44号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため、旭川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員10人以内をもつて組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略

8 旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(昭和31年旭川市条例第43号)

(議員報酬)

第1条 旭川市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 625,000円

副議長 月額 555,000円

議員 月額 515,000円

2 議長、副議長及び議員が、月の中途においてその職に就いたとき又は任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散によりその職を離れたときは、前項の規定にかかわらず、その月の現日数を基礎として日割計算によつて議員報酬を支給する。ただし、死亡によるときは、その月の全額を支給する。

3 議員報酬は、その月の末日までに支給する。

(費用弁償)

第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費額は、旭川市職員の旅費に関する条例(昭和36年旭川市条例第8号)に定める旅費の額とし、その支給方法は、同条例の例による。

(期末手当)

第3条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散(以下「任期満了等」という。)により議員の職を離れた者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了等により議員の職を離れた者にあつては、任期満了等の日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、旭川市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年旭川市条例第1号)第4条第2項の規定の適用を受ける職員の例(期末手当基礎額に乘じる割合に係る部分に限る。)により一定の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の70

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 期末手当は、それぞれ基準日の属する月の末日までに支給する。

(その他)

第4条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

2～5 略

9 旭川市特別職の職員の給与に関する条例

(昭和26年旭川市条例第1号)

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 常勤の監査委員

第2条 前条に掲げる特別職の職員の給与は別に条例で定めるものの外、給料、期末手当及び寒冷地手当とする。

第3条 特別職の職員の給料月額、別表に掲げるところによる。

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の適用を受ける職員の例による割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

第5条 旭川市職員の給与に関する条例第5条から第7条まで、第16条の4の2、第16条の4の3、第16条の5の2及び第16条の9の規定は、この条例の適用を受ける特別職の職員に準用する。この場合「職員」とあるのは「特別職の職員」と、「法第29条第1項、第2項又は第3項の規定による懲戒免職」とあるのは「懲戒免職」と、「法第28条第4項の規定により失職した職員」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられ失職した職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6条 特別職の職員が一般職の職員を兼ねても、兼ねる一般職の職員の給与は、これを支給しない。

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日から適用する。

2～5 略

別表

職名	給料月額
市長	1,050,000円
副市長	865,000円
教育長	760,000円
常勤の監査委員	710,000円

10 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例

(昭和31年旭川市条例第44号)

(報酬)

第1条 旭川市特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のために旅行したときはその旅行に対し、会議等に参会したときはその往復の旅行に対し、費用弁償として旅費を支給する。ただし、会議等に参会したときの旅行については、16キロメートルをこえる地域から参会する場合に限り支給する。

2 会議等に参会したときの旅行については、鉄道賃、車賃及び宿泊料に限りこれを支給することができる。

3 前2項に定める旅費額は、旭川市職員の旅費に関する条例（昭和36年旭川市条例第8号）に定める旅費の額とし、その支給方法は、同条例の例による。

第3条 別表に掲げるその他の非常勤の職員のうち別に定めるものには、旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定めるところにより、費用弁償として、通勤に要する費用に相当する額を支給する。

(その他)

第4条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

別表（一部抜粋）

委員の名称		報酬	
教育委員会	委員	月額	110,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	71,000円
	委員	月額	45,000円
公平委員会	委員長	日額	15,000円
	委員	日額	12,000円
監査委員	議会の議員のうちから選任された者	月額	57,000円
	識見を有する者のうちから選任された者	月額	165,000円
農業委員会	会長	月額	78,000円
	副会長	月額	67,000円
	地区協議会会長	月額	56,000円
	委員	月額	46,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,300円
	委員	日額	7,700円

1 1 旭川市市民参加推進条例（抜粋）

（平成14年旭川市条例第36号）

（附属機関の委員）

第12条 市の機関は、附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であって、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

（附属機関の会議の公開等）

第13条 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

2 附属機関は、前項本文の規定により会議を公開した場合は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

1 2 旭川市情報公開条例（抜粋）

（平成17年旭川市条例第7号）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
 - エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

（個人情報非公開）

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの
- (3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分